装管原第283号 27.10.1 一部改正 装管原第5861 令和5年3月31日

調達事業部長 殿

調達管理部長 (公印省略)

不合格品の受領に関する値引額算定要領について(通知)

標記について、下記のとおり定めたので、これにより実施されたい。

記

(趣旨)

第1条 この要領は、防衛装備庁における予定価格算定事務に関する訓令に係る事務 要領について(装管原第277号。27.10.1。以下「算定事務要領」という。) 第46条の規定に基づき値引額を計算する場合の算定基準及び方法を定めることを 目的とする。

(用語の意義等)

- 第2条 この要領における用語の意義は、算定事務要領に定めるところによるほか、 次の各号に定めるところによる。
 - (1) 契約事務要領 契約事務に関する訓令に係る事務要領について(装管調第25 2号。27.10.1)をいう。
 - (2) 試作品 試作研究請負契約特別条項又はこれに類する契約条項が付されているものをいう。

(特約条項のある場合)

第3条 値引額の算定については、この要領の定めるところによる。ただし、契約条 項において特別の定めのある場合には当該定めによる。

(値引額の算定基礎)

- 第4条 値引額の算定は、次の各号の書類に基づいて行うものとする。
 - (1) 契約事務要領第169条に規定する不合格とされた装備品等の完成検査調書若 しくは契約事務要領第177条に規定する不合格とされた装備品等の受領検査調 書又は契約事務要領第178条に規定する申請書
 - (2) 契約事務要領第181条に規定する不合格品調査書
 - (3) 契約事務要領第182条に規定する協議書
 - (4) 契約事務要領第183条に規定する処置書 (値引額)
- 第5条 値引額は、次に掲げる計算式により計算するものとする。なお、式中の契約 価格は基礎となる契約締結時の契約価格をいう。

值引額= 値引基礎額 + 加算額 - 控除額

- = 値引基礎額 + 契約価格×加算率 値引基礎額×控除率
- 2 値引額の計算において、不合格となった部分が性質上可分で装備品等から分離することができ、不合格となった部分を部分計算することができる場合は、不合格となった部分以外の計算を省略して、当該不合格となった部分について値引額を計算することができる。
- 3 第1項における加算額は、次の各号のいずれかに該当する場合はその計上を免除 することができる。
 - (1) 天災地変その他契約相手方の責めに帰すべき事由がないと認められる場合
 - (2) 不合格となった事由を契約相手方の責めに帰することが困難であると認められ、かつ当該事情を考慮すべきものと認められる場合
 - (3) 不合格品が試作品の場合で、契約相手方の責めに帰すべき事由が軽微であると認められ、かつ、当該事情を考慮すべきものと認められる場合
 - (4) 不合格品が、契約事務要領第179条第1号に定める基準に該当し、かつ、契約相手方の責めに帰すべき事由が軽微であると認められる場合
 - (5) その他、不合格となった事情を考慮すべきものと認められる場合
- 4 前項において、加算額の計上が免除され、かつ、特に考慮すべき事情があり、値引基礎額から一定額を控除する必要があると認められる場合は、控除額を計上することができる。

(値引基礎額の計算)

- 第6条 値引基礎額の計算は、原則として算定事務要領第40条を準用するものとする。ただし、不合格品に係る計算価格が基礎となる契約締結時の計算価格以上となるときは、値引基礎額は0とするものとする。
- 2 不合格品の特性により、前項に規定する計算方法により難い場合、次の各号に掲 げる計算式により計算するものとする。なお、式中の計算価格、計算利益額、計算 管理費及び契約価格は、それぞれ基礎となる契約締結時の計算価格、計算価格中の

利益の額、計算価格中の一般管理及び販売費及び利子の額、契約価格をいう。

- (1) 契約事務要領第179条第1号に定める基準に該当するもの 値引基礎額= 0
- (3) 契約事務要領第179条第3号に定める基準に該当するもの 値引基礎額= (計算利益額 + 計算管理費 $\times \frac{1}{2}$) $\times \frac{2}{1}$ 計算価格
- (4) 契約事務要領第179条第4号に定める基準に該当するもの 値引基礎額=(計算利益額 + 計算管理費) × 契約価格 計算価格
- 3 前項の計算利益額及び計算管理費が明らかでない場合には、計算価格の100分 の5及び100分の10をもって、それぞれ計算利益額及び計算管理費とみなすも のとする。

(加算率の計算)

- 第7条 加算額の計算に用いる加算率は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 契約事務要領第179条第1号に定める基準に該当するもの又は、契約事務要 領第179条第2号に定める基準に該当するもののうち、契約相手方の責めに帰 すべき事由が軽微であると認められるものは、加算率を100分の1とする。
 - (2) 契約事務要領第179条第2号に定める基準に該当するもののうち、前号以外のもの又は契約事務要領第179条第3号に定める基準に該当するものは、加算率を100分の3とする。
 - (3) 契約事務要領第179条第4号に定める基準に該当するものは、加算率を100分の5とする。
- 2 物別官室長は、加算額の計算を行うにあたって、前項各号に規定する加算率を適 用することが適当でないと認める場合は、あらかじめ適当と認められる加算率を検 討の上、調達企画課長及び原価管理官の合議を経て、調達管理部長の決裁を得た上 で、当該加算率を適用するものとする。

(控除率の計算)

- 第8条 控除額の計算に用いる控除率は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 次のアからエのいずれかに該当する場合は、控除率を100分の80とするものとする。
 - ア 天災地変その他契約相手方の責めに帰すべき事由がないと認められる場合
 - イ 不合格品が試作品の場合で、不合格となった事由を契約相手方の責めに帰す

ることが困難であると認められる場合

- ウ 不合格品が試作品以外の場合で、不合格となった事由を契約相手方の責めに 帰することが相当困難であると認められる場合
- エ その他、特段に考慮すべき事情がある場合
- (2) 不合格品が試作品の場合で、契約相手方の責めに帰すべき事由が軽微であると認められる場合は、控除率を100分の60とするものとする。
- (3) 不合格品が試作品以外の場合で、次のア又はイのいずれかに該当する場合は、 控除率を100分の40とするものとする。
 - ア 不合格品が契約事務要領第179条第1号に該当し、かつ、契約相手方の責めに帰すべき事由が軽微であると認められる場合
 - イ 不合格となった事由を契約相手方の責めに帰することが困難であると認められる場合
- (4) 前各号以外の場合で、控除額を計上する必要があると認められるものは、控除率を100分の20とするものとする。
- 2 物別官室長は、控除額の計算を行うにあたって、前項各号に規定する控除率を適用することが適当でないと認める場合は、あらかじめ適当と認められる控除率を検討の上、調達企画課長及び原価管理官の合議を経て、調達管理部長の決裁を得た上で、当該控除率を適用するものとする。

(適用除外)

第9条 この要領は、防衛装備庁において行う有償援助による調達の実施要領について(装事輸(有)第15542号。令和4年9月27日)の適用を受ける装備品等には適用しないものとする。

(決裁の特例)

第10条 この要領において物別室長が決裁を受ける際、所属する物別官については、 合議を要しないものとする。

(雑則)

第11条 この要領の施行の際、この要領の施行前に装備施設本部長が定めるところ によりなされた措置は、この要領の相当する規定によりなされたものとみなす。

写送付先:各地方防衛局長、東海防衛支局長、長崎防衛支局長、郡山防衛事務所長、 宇都宮防衛事務所長、舞鶴防衛事務所長、岐阜防衛事務所長、玉野防衛事 務所長

配布区分:調達管理部調達企画課長、調達管理部原価管理官、調達管理部企業調査官